

岐阜県建築基準条例（平成八年岐阜県条例第十号）新旧対照表

(新)

目次 略

第一章及び第二章 略

第三章 特殊建築物

第一節から第四節まで 略

第五節 共同住宅及び長屋

(共同住宅の主要な出口)

第二十一条 木造の共同住宅（耐火建築物等（耐火建築物、準耐火建築物、法第二十七条第一項の規定に適合する特殊建築物（特定避難時間が四十五分未満である特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。）及び法第八十六条の四の規定により耐火建築物又は準耐火建築物とみなされた建築物をいう。以下同じ。）を除く。）の屋外への主要な出口は、直接道路に面して設けなければならない。ただし、建築物の規模又は周囲の状況により、知事が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めたときは、この限りでない。

第二十二条 略

第四章及び第五章 略

第六章 雑則

(適用の除外)

第二十九条の二 略

第二十九条の三 この条例の規定は、法第八十五条第五項若しくは第六項又は法

(旧)

目次 略

第一章及び第二章 略

第三章 特殊建築物

第一節から第四節まで 略

第五節 共同住宅及び長屋

(共同住宅の主要な出口)

第二十一条 木造の共同住宅（耐火建築物等（耐火建築物、準耐火建築物、法第二十七条第一項の規定に適合する特殊建築物（特定避難時間が四十五分未満である特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。）及び法第八十六条の四第一項の規定により耐火建築物又は準耐火建築物とみなされた建築物をいう。以下同じ。）を除く。）の屋外への主要な出口は、直接道路に面して設けなければならない。ただし、建築物の規模又は周囲の状況により、知事が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めたときは、この限りでない。

第二十二条 略

第四章及び第五章 略

第六章 雑則

(適用の除外)

第二十九条の二 略

(仮設興行場等に対する適用の除外)

第二十九条の三 この条例の規定は、法第八十五条第五項に規定する仮設興行場

~~第八十七条の三第五項若しくは第六項の規定による許可を受けた建築物につ  
ては、適用しない。~~

第二十九条の四及び第三十条 略

第七章 略

附則 略

~~等  
については、適用しない。~~

第二十九条の四及び第三十条 略

第七章 略

附則 略